

規制シート

(別紙1)

190194901000001

平成27年2月27日

規制の名称	建設業法における建設工事の請負契約の内容	所管府省	国土交通省
根拠法令等	建設業法(昭和24年法律第100号)第19条第1項	担当局課等 及び作成責任者の役職・氏名	土地・建設産業局建設業課長 北村知久
規制目的	建設工事の請負契約の当事者が契約の締結に際し、その内容となるべき一定の重要な事項を書面に記載することで、後日紛争とならないよう権利義務関係を明確にする。また、あらかじめ契約の内容を書面により明確化することで、いわゆる請負契約の片務性を改善することに資する。		
規制内容の概要	建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならないという建設業法第18条の趣旨に従い、契約の内容となる一定の重要な事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—

<p>規制を維持、改革 又は新設する理 由</p>	<p>本項の趣旨は、後日の紛争を防ぐため、工事の内容その他契約の内容となるべき重要な事項については出来るだけ詳細かつ具体的に記載し、当事者間の権利義務関係を明確にしておくことにある。また、あらかじめ契約の内容を書面により明確にしておくことは、いわゆる請負契約の「片務性」の改善に資するとともに、リフォーム工事など消費者が発注者となる工事について、消費者トラブルを防止すること等の重要な意義がある(消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定)においても、リフォーム工事請負契約の締結に際しての書面による契約の徹底等について記載)。</p> <p>実際に、地方整備局等に寄せられる建設工事の請負契約に関する相談については、大半が契約書が交わされていないこと等の契約の書面化の不徹底が原因で生じていることから、契約書類の簡素化、省略は工事請負契約に係る紛争の更なる増加につながる懸念があるため、現行通りとすることが適切であると考えられる。</p> <p>なお、国土交通省では、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」及び「建設業法令遵守ガイドライン」を策定し、どのような行為が建設業法に違反するかを示している。「書面による契約の締結」に関しては、契約書面の交付について、原則として工事の着工前に行わなければならないものの、災害時等でやむを得ない場合は例外としている。</p> <p>また、上記ガイドラインにおいては、当事者間で署名又は記名押印した基本契約書を締結し、相互に交付した上で、具体の取引については、本項各号に掲げる事項のうち一部の事項のみを記載した簡易な注文書及び請書の交換によること等も認められている。</p> <p>このように、本項については、国土交通省として、書面による請負契約の締結の重要性を前提としつつ、実態に応じた柔軟な運用を可能としているところである。</p>	<p>規制の維持、改革又は新設の別</p>	<p>維持</p>
<p>(規制を改革する場合の改革の方向性)</p>	<p>—</p>		
<p>見直し条項</p>	<p>—</p>		
<p>次の見直し時期</p>	<p>—</p>		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

0001

190194901000001

<p>通知・通達等の 名称(発信者等を含 む。)</p>	<p>建設業法令遵守ガイドラインについて(平成19年6月29日建設業課長通知) 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインについて(平成23年8月29日建設業課長通知) 注文書及び請書による契約の締結について(平成12年6月29日建設業課長通知)</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>建設業法第19条</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>本通知の内容は、建設業法第19条等の規定について概説したものであるため。</p>